

消費者教育推進会議令、消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令、消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令の概要

平成 24 年 12 月  
消費者 庁

**1. 内容**

**(1) 消費者教育推進会議令**

- 消費者教育推進会議
  - ・ 委員20人以内で組織
  - ・ 会長 ～ 委員の互選により選任
  - ・ 専門委員、幹事を置くことができる
- 委員、専門委員
  - ・ 委員の任期 ～ 2年
  - ・ 専門委員 ～ 学識経験者から内閣総理大臣が任命
  - ・ 委員、専門委員 ～ 非常勤
- 議事
  - ・ 会議の定足数、議決方法
- 資料の提出等の要求
  - ・ 関係行政機関の長に対し、資料の提出等を要求することができる
- その他

**(2) 消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令及び消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

消費者教育の推進に関する法律及び消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を平成 24 年 12 月 13 日(木)とすること。

**(3) 消費者庁組織令の一部を改正する政令**

消費者教育の推進に関する法律において、消費者庁の所掌事務が新たに追加されることを受け、担当課の所掌事務について所要の改正を行うこと。

**2. 施行期日**

平成 24 年 12 月 13 日(木)